

令和5年1月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和5年1月5日
武雄市農業委員会

令和5年1月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和5年1月5日(木)
(開会) 13時30分 (閉会) 14時20分
2. 場 所 武雄市文化会館 ミーティングホール
3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁		○	16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	8件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第3号	農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条の許可申請について	1件
議案第4号	武雄市農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第5号	農業振興地域内、農用地からの除外について	
議案第6号	武雄市非農地証明願いについて	6件
報告第1号	農地等形状変更届について	2件

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆様こんにちは。時間になりましたので、令和5年1月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。

本日は、農業委員18人の出席、欠席者1名ということで、在任委員の過半数以上の出席となります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)
ただ今から、令和5年1月の武雄市農業委員会総会を開会します。
今回は、議案第1号から第6号までの審議をお願いします。
本日の議事録署名人に、議事録署名人に、10番 向井委員、19番 岩橋委員を指名します。
それでは、議案審議の前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 12月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 では、議案第1号を議題といたします。
農地法第3条の規定による許可申請が8件提出されております。
申請番号1番については、〇〇番 〇〇委員が譲受人であり、農業委員会法第31条に基づく議事参与の制限により、議案第1号1番の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

では1番の案件について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 失礼いたします。それでは議案第1号についてご説明させていただきます。
資料につきましては、議案書の1ページになります。

まず、申請番号1番です。権利の内容は所有権の移転になっております。

土地は、〇〇町の田1筆の469㎡。譲渡人は、市外に居住しているため、土地を贈与したい。譲受人は、自宅に近く耕作しやすい。ということで申請が提出されています。農地の価格は、発生しておりません。

会 長 議案の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 質疑を始めます。ご意見、ご質疑等あれば出していただきたいと思います。
何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、議案第1号の1番の質疑をとどめます。
議案第1号1番の農地法第3条の規定による許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号の1番は、農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決しました。

(〇〇委員 入席)

次の申請番号2番については、〇〇推進委員が譲受人であり、農業委員会法第31条に基づく議事参与の制限により、議案第1号2番の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(〇〇推進委員 退席)

では2番の案件について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 申請番号2番です。権利の内容は、所有権移転で土地は〇〇町の畑1筆の1，
067㎡。申請理由は、譲渡人が高齢で耕作・管理することができない。譲
受人は、親の代より耕作しており、自宅に近く耕作しやすい。ということで
申請が提出されています。農地の価格につきましては、14～5年前に山を
含めて〇〇円となっています。

会 長 議案の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明
があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 質疑を始めます。ご意見、ご質疑等あれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、議案第1号の2番の質疑をとどめます。
議案第1号2番の農地法第3条の規定による許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号の2番は、農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決しました。

(〇〇推進委員 入席)

会 長 それでは、次の3番から8番の案件について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 申請番号3番です。権利の内容は、所有権移転で土地は〇〇町の畑1筆の44㎡。申請理由は、譲渡人が市外に居住しているため、土地を贈与したい。譲受人は自宅に近く、耕作しやすい。ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、発生しておりません。

申請番号4番、権利の内容は、所有権移転で土地は〇〇町の畑2筆の194㎡。申請理由は、譲渡人が市外に居住しているため、土地を贈与したい。譲受人は自宅に近く、耕作しやすい。ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、発生していません。

申請番号5番、権利の内容は、所有権移転で土地は〇〇町の田3筆の1468.94㎡。申請理由は、譲渡人が市外に居住している為、耕作・管理ができない。譲受人は、現在も耕作・管理をおこなっている。ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、3筆で〇〇円です。

申請番号6番、権利の内容は、所有権移転で土地は〇〇町の畑1筆の342㎡。申請理由は、農地所有者は申請地を相続したが、その後一度も耕作することがなく、近隣者らにより耕作されていた。今後も現所有者は耕作の意思がないので隣接者に贈与する。ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、発生しておりません。

申請番号7番です。権利の内容は、所有権移転で土地は〇〇町の畑1筆の99㎡。申請理由は、農地所有者は申請地を相続したが、その後一度も耕作することがなく、近隣者らにより耕作されていた。今後も現所有者は耕作の意思がないので隣接者に贈与する。ということで申請が提出されています。農

地の価格につきましては、発生しておりません。

申請番号8番です。権利の内容は、所有権移転で土地は〇〇町の田1筆の253㎡。申請理由は、譲渡人が市外に居住している為、家と田を併せて譲りたい。譲受人は家と田を譲り受けたい。ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、宅地と含めて購入のため不明です。

以上、6件については、全て3つの判断基準を満たしていると判断しています。事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この6件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、ありませんか。

(地元委員からの説明なし)

会 長 それでは質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇委員 経営面積の自作面積の中には田だけの面積でしょうか。

事務局 面積の中には田と畑の面積が入っています。

会 長 他に無いですか。なければ質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による6件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による6件の許可申請については、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第5条 許可申請》

会 長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が4件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第2号についてご説明いたします。議案書3ページをお願いします。申請番号1番。権利の内容は所有権の移転、土地は、〇〇町にあります田1筆畑1筆の合計2筆の面積が484㎡です。申請理由は、住環境もよく、住宅用地として適地と判断したため。というものです。同時利用地として山林、宅地を含む1198.99㎡に5区画の宅地分譲を計画されております。工事完了時期につきましては令和5年5月31日です。農地区分及び許

可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号2番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります田1筆畑2筆の合計3筆で面積944㎡の農振除外済となっております。申請理由は、住環境もよく譲受人も高齢で管理が難しいことから建売分譲住宅用地として適地と判断したため、ということですので。工事完了時期につきましては令和5年6月30日の予定です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

申請番号3番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積95㎡です。申請理由は、自宅の空きスペースを駐車場として利用していたが、手狭な為、自宅に隣接した申請地を駐車場として整備したい、ということです。工事完了時期につきましては令和5年4月30日の予定です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして申請番号4番です。権利の内容は使用貸借権設定となっております。土地は〇〇町にあります田1筆の面積261㎡です。申請理由は、現在アパート住まいの為、将来を考え実家近くに一般住宅を建築したい、ということです。工事完了時期は令和5年10月30日の予定です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。
それでは、質疑も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第2号農地法第5条の規定による4件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号 農地法第5条の規定による4件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

———〈議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条許可申請〉———

会 長 次に議案第3号農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条許可申請を議題といたします。農地転用許可後の事業計画変更承認申請が1件提出されています。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号について説明します。資料は、議案書5ページです。申請番号1番、権利の内容については所有権移転となっています。土地は〇〇町の畑1筆の208㎡。申請理由は、令和4年7月21日許可されたもので当初の計画では、譲渡人は妻と娘に使用貸借による転用を計画されていたが、今回、譲渡人の体調が芳しくなく、万が一のことを想定し、妻への所有権移転に切り替えたい。ということで事業計画変更を提出されております。工事完了時期については令和5年5月30日となっています。事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明はありませんか、なかったら質疑に入りたいと思います。

〇〇委員 経当初はご主人で申請されていたのですが体調が悪いので奥さんに変更したいということでしたのでよろしくお願いします。

会 長 他にございませんか。なったら質疑を開始します。何かございませんか。それでは、質疑も無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。

議案第3号農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条許可申請1件につきましては、本委員会としては承認しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条許可申請1件については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

《議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）》

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。

議案第4号「武雄市農用地利用集積事業計画（案）」について、事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。1ページをご覧ください。こちらに「令和4年度第10号利用権設定計画（案）」を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

○○町、なし

○○町、田、再設定、1件、1筆、3864㎡。

○○町、田、再設定、1件、1筆、1449㎡。

○○町、田、新規、1件、1筆、170㎡。

再設定、1件、6筆、6094㎡。

○○町、田、再設定、2件、4筆、5070㎡。

○○町、田、再設定、1件、1筆、100㎡。

畑、再設定、1件、2筆、685㎡。

○○町、なし

○○町、田、新規、3件、8筆、7341㎡。

再設定、2件、4筆、3140㎡。

○○町、田、新規、1件、2筆、5909㎡。

再設定、2件、4筆、11690㎡。

となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。

また、利用権の解除については、11ページに記載していますのでご確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法、第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。それでは議案第4号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。
議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

会 長 ないようですので質疑を止めます。
議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

《議案第5号 農業振興地域内、農用地からの除外について》

会 長 次に議案第5号を議題といたします。「農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見について」、農林課の説明をお願いします。

農林課 失礼いたします。農林課の○○です。議案第5号につきまして、提案させていただきます。

議案書の1ページに農振除外を行う14件の30筆のリストをつけており

ます。2ページをご覧ください。申請番号1番、除外目的駐車場・資材置き場で除外場所が〇〇町の畑2筆田2筆2153㎡、申請番号2番、除外目的駐車場・植え込みで除外場所が〇〇町の畑1筆152㎡、申請番号3番、除外目的駐車場及び重機置き場で除外場所が〇〇町の畑2筆737㎡、申請番号4番、除外目的建設資材置き場で除外場所が〇〇町の田1筆1549㎡、申請番号5番、除外目的植林で除外場所が〇〇町の畑1筆田2筆1125㎡、申請番号6番、除外目的植林で除外場所が〇〇町の田1筆924㎡、申請番号7番、除外目的携帯基地局設置で除外場所が〇〇町の田1筆213㎡、申請番号8番、除外目的賃貸住宅で除外場所が〇〇町の田3筆2089㎡、申請番号9番、除外目的特別高圧送電線路の建設で除外場所が〇〇町の田4筆534㎡、申請番号10番、除外目的特別高圧送電線路の建設で除外場所が〇〇町の田2筆587㎡、申請番号11番、除外目的特別高圧送電線路の建設で除外場所が〇〇町の田1筆329㎡、申請番号12番、除外目的特別高圧送電線路の建設で除外場所が〇〇町の田1筆322㎡、申請番号13番、除外目的特別高圧送電線路の建設で除外場所が〇〇町の田2筆249㎡、申請番号14番、除外目的資材置き場で除外場所が〇〇町の畑4筆1182㎡であります。以上、14件につきまして、農林課としては、農振除外の5要件を満たしていると判断をいたしまして、受付をした案件でございます。

あと2ページから4ページにわたって14件の概要を記載しております。5ページ目から44ページまでにそれぞれの字図、計画平面図をつけております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 農林課の説明が終わりました。それでは議案第5号について、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇委員 6番についてですが、圃場整備がありとなっているが土地改良区関係はどうなっているのでしょうか。

農林課 こちらは武雄東部土地改良区に意見照会を行いまして、特に差し支えないと回答を頂いているところです。

〇〇委員 わかりました。

会 長 他に無いですか。なければ質疑をとどめます。無いようでございますので、議案第5号の質疑をとどめます。

議案第5号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。議案第5号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに決しました。

《議案第6号 武雄市非農地証明願申請》

会 長 次に議案第6号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について6件の証明願が提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号について御説明をさせていただきます。議案書の6ページをお開きください。

議案第6号、武雄市非農地証明願申請につきまして、申請番号1番です。土地につきましては、〇〇町にあります、畑1筆です。以前はみかん畑でしたが、40年ほど前にみかんの木を伐採して植林した。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。

申請番号2番、土地は、〇〇町にあります、田1筆です。昭和45年頃道路整備のために武雄市が取得した。現在は、道路や駐車場等として使用している。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項6号に該当するものであります。

申請番号3番、土地は、〇〇町にあります、田3筆、畑1筆です。昭和45年頃道路整備のために武雄市が取得した。現在は、「ふれあいひろば」として使用している。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項6号に該当するものであります。

申請番号4番、土地は、〇〇町にあります、畑1筆です。12、3年前から耕作しなくなり、現在は竹林状態になっている。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであります。

申請番号5番、土地は、〇〇町にあります、畑2筆です。平成24年に母が亡くなり、管理が出来なくなったため、雑木が生繁っている。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであります。

申請番号6番、土地は、〇〇町にあります、田1筆です。昭和50年代に何年か水稻を試みたが軟弱地盤のため、不作だったのでその後植林した。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第6号について、地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第6号、6件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号 武雄市非農地証明6件について原案どおり証明することに決しました。

————— 《報告第1号 農地等形状変更届け出》 —————

会 長 次に報告第1号「農地等形状変更届出」について2件提出されています。
この件について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号について、ご説明します。議案書8ページになります。
番号1番。土地は〇〇町の田7筆、畑1筆、合計8筆の712㎡です。変更理由は、水田の盛土を行い、高さを均一にしたい。ということで、変更時期は承認後から令和5年2月28日、盛土計画は高さ0.4m土量672㎡、変更後は米麦等を作るということです。

番号2番。土地は〇〇町の田1筆、66㎡です。変更理由は、隣地の宅地造成に伴い、不整形地となる為、同時に嵩上げをおこない、今後は畑として利用したい。ということで、変更時期は令和5年2月1日から令和5年10月30日で盛土計画は高さ0.8m土量42㎡、変更後は野菜を作るということです。以上、2件ご報告いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この2件について、地元委員さんから補足説明があればお願いします。

会 長 無いようですので、報告第1号「農地等形状変更届出」につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

〇〇委員 田を畑にする場合は登記をするのかどうか言う話が出たかと思いますがそれはどうなったのですか。

事務局 登記については、田と畑は同じ農地なので法務局に確認したところ、農業委員会の許可等無くても届出をすれば田から畑に変更できるということでした。

た。税金については税務課に確認したころ、田から畑に変更したと申し出をすれば税務課も現況主義ということで確認できれば畑として課税するということでした。

12番委員 課税は変わり、登記もすることが出来るということですね、分かりました。

会 長 他に無いですか。なければ質疑をとどめます。これは報告事項ですので、この程度にとどめます。

《閉 会》

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案・報告等については、すべて終了しました。これをもちまして、令和5年1月の農業委員会総会を終わります。